



# 鳥取県公報

平成 29 年 1 月 17 日 (火)  
第 8 8 6 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施 (34) (広報課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (35) (福祉監査指導課) . . . . . 3
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (36) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (37) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による指定介護機関の再開の届出 (38) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退の届出 (39) (〃) . . . . . 4
	生活保護法による施術者の指定 (40) (〃) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (41) (東部福祉保健事務所) . . . . . 4
	採石法による採取計画の認可の公表 (42) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 5
	公の施設の指定管理者の指定 (43) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (1) . . . . . 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第34号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県に関するイメージ調査
- 2 調査の目的  
県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲  
首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県）及び九州圏（福岡県）
  - (2) 属性的範囲  
10代から60代以上までの男女
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 鳥取県来訪の有無
    - イ 鳥取県の話題に関する事項
    - ウ 鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無
    - エ 鳥取県の観光地等の来訪の有無
    - オ 鳥取県に関する情報の取得源
    - カ その他意識等に関する事項
  - (2) その基準となる期日又は期間  
平成29年1月下旬
- 5 報告を求める者
  - (1) 報告者数  
5,400人
  - (2) 選定の方法  
調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、年代別・性別ごとに、首都圏1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5,400人を回答順に選定する。
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査を委託する民間事業者を通じて、そのインターネットモニターに登録している者に対してアンケートを告知し、回答数が各層で上限に達した時点で回答受付を締め切る方法による。
- 7 報告を求める期間  
平成29年1月下旬から2月中旬まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県元気づくり総本部広報課のホームページで公表する。

**鳥取県告示第35号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
伊藤皮膚科医院	倉吉市駄経寺町245	平成28年12月16日

**鳥取県告示第36号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ぼや一じゅ	鳥取市湖山町南五丁目177-1	デイサービス きなんせ	鳥取市美萩野一丁目126	地域密着型通所介護	平成28年12月1日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社ぼや一じゅ	鳥取市湖山町南五丁目177-1	デイサービス きなんせ	鳥取市美萩野一丁目126	介護予防通所介護	平成28年12月1日

**鳥取県告示第37号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
医療法人社団 伊藤医院	倉吉市住吉町57-6	平成28年12月16日

**鳥取県告示第38号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	再開年月日
株式会社ぼや一じゅ	鳥取市湖山町南五丁目177-1	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	地域密着型通所介護	平成28年12月1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	再開年月日
株式会社ぼや一じゅ	鳥取市湖山町南五丁目177-1	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	介護予防通所介護	平成28年12月1日

## 鳥取県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の指定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 診療所

名称（氏名）	所在地（住所）	辞退年月日
医療法人社団 りつ歯科医院	米子市夜見町2279-2	平成28年11月1日

## 鳥取県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 施術者

氏名	住所	指定年月日
楠 裕希	鳥取市津ノ井648	平成28年11月8日
田中 佑樹	鳥取市吉成772-31	平成28年11月11日

## 鳥取県告示第41号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 17 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社ワンダフルジャパン	ワンダフルジャパン	鳥取市雲山 71	平成 28 年 12 月 15 日	平成 29 年 1 月 20 日	訪問介護
鳥取商事株式会社	デイサービスセンター えざき	鳥取市江崎町 37	平成 28 年 12 月 26 日	平成 29 年 1 月 31 日	通所介護

#### 鳥取県告示第 42 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 17 日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
山根 茂	鳥取市河原町山手 228	鳥取市用瀬町家奥字中ノ谷奥 465-1 外 14 筆 (24,835.74 平方メートル)	風化花崗岩 (122,364 立方メートル)	平成 28 年 12 月 2 日から 平成 32 年 12 月 1 日まで	平成 28 年 12 月 2 日
有限会社仁徳砂利 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市面影二丁目 18-43	鳥取市細見字バジヤ谷 772-1 外 8 筆 (33,298 平方メートル)	風化花崗岩 (28,191 立方メートル)	平成 28 年 12 月 28 日から 平成 31 年 12 月 27 日まで	平成 28 年 12 月 28 日

#### 鳥取県告示第 43 号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年鳥取県規則第 91 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山駐車場	一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 西伯郡大山町大山 39-5	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第 1 号

平成 29 年第 1 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 29 年 1 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年 1 月 23 日（月） 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 平成28年度公職選挙法等選挙制度改正要望の実施について
  - (2) その他

---

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第 1 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年 1 月 17 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年 1 月 18 日（水） 午後 1 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員会
- 3 議題
  - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
  - (2) その他